

重要事項説明書

医療法人 青葉会

訪問看護ステーションさと彦根

訪問看護重要事項説明書

(2026年6月現在)

訪問看護サービスの提供開始にあたり当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

| | |
|-------|-----------------|
| 事業者名称 | 医療法人 青葉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 廣瀬 雅哉 |
| 所在地 | 滋賀県彦根市中央町3番73号 |
| 電話番号 | 電話 0749-21-5229 |

2 事業所概要

| | |
|-----------|--|
| 事業所名称 | 訪問看護ステーションさと彦根 |
| 所在地 | 滋賀県彦根市中央町3番地73号 |
| 電話番号 | 0749-47-3212 |
| 管理者の氏名 | 熊谷 公恵 |
| 介護保険事業所番号 | 2560290088 |
| 事業実施地域 | 彦根市 犬上郡 米原市の一部地域（朝妻筑摩、岩脇、磯、入江、梅ヶ原、梅ヶ原栄、上多良、下多良、中多良、米原、米原西） |

3 サービスの提供時間帯（営業時間に準ずる）

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| サービス提供日 | 月～金（但し、祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く） |
| サービス提供時間 | 8:30 ～ 17:00 |
| ※緊急時の対応のため24時間体制をとっています。 | |

4 事業の目的と運営方針

事業の目的

利用者の療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復をめざすこと及び他の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

運営の方針

- かかりつけ医師や医療機関、介護支援専門員など、他職種と連携し利用者様、ご家族を中心とした在宅サービスが提供できるよう努めます。
- 最期までその人らしさに寄り添い、安心して在宅生活が過ごせるよう支援します。
- 小児特有の発達段階や疾患に応じた看護、リハビリを実践し、安全で質の高いケアを目指します。また、ご家族の不安や疑問に寄り添う丁寧な対応を心がけます。
- よいサービスを生み出すために職員の知識、技術の向上と働きやすい環境づくりを整えます。
- 24時間連絡対応体制を整え安心、安全なサービスの提供に努めます。

5 事業所の職員体制・職務内容

| 職 種 | 人数 | 職 種 | 人数 |
|-----------|----|---------|----|
| 管理者・所長：兼務 | 1 | 看護師・保健師 | 4 |
| 理学療法士 | 1 | 事務職員 | 1 |

6 サービス内容

- (1) 自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により身分証を携行した看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

訪問看護サービスとして、下記の内容の全てまたは一部を提供します。

- ① 病状観察
- ② 清拭、洗髪
- ③ 褥創の処置
- ④ 体位交換
- ⑤ 人工呼吸器・カテーテル等医療機器の管理
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 食事・排泄の介助
- ⑧ 家族の看護・介護指導
- ⑨ 服薬指導
- ⑩ 精神看護
- ⑪ 急変時や緊急時の対応
- ⑫ その他主治医の指示に基づくもの

24 時間の電話相談、必要時は訪問できる体制を整えています。

緊急連絡先 0749 - 47 - 3212

(2) リハビリテーションを希望される場合は、当事業所のリハビリテーション専門の療法士が利用者の同意を得て、看護師に変わり訪問させて頂く場合があります。

7 職員の禁止事項

職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預り
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

8 利用料

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします
- (2) 利用者は「訪問看護 利用料金表」（別紙1）に定めた指定訪問看護等のサービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要となった費用をお支払いいただきます。
- (3) 通常の事業実施地域以外への訪問は事業実施地域を超えた地点から、往復に要した距離、1kmにつき20円を乗じて得た額を交通費として徴収します。
- (4) 保険外サービスを利用する場合は、「訪問看護 保険外サービス」（別紙2）に基づいた金額を徴収します。
- (5) 訪問看護を実施するためには、水道、ガス、電気、電話を使用することが必要となる場合があります。この場合、その費用は利用者が負担します。

9 利用料金の支払い方法

- (1) 利用者に対し、毎月翌月15日までに当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

(2) 請求書には、下記を明示します。

①利用者が利用した訪問看護サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無

②訪問看護サービスの提供にかかる実費金額

(3) 利用料は、原則として口座振替とさせていただきます。

自動口座引落とし（ご指定の金融機関の口座より毎月 27 日（休日の場合は翌日）に引落します。）

(4) 利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。領収書には事業者が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと、対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

(5) 利用料領収証は、医療費控除の還付請求の際に必要なことがありますので、必ず保管されますようお願いいたします。なお、領収証の再発行はできませんのでご了承をお願いいたします。

(6) 保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

10 キャンセル料

当日になって指定訪問看護等のサービスの利用をキャンセルするときは、キャンセル料の支払いを求められることがあります。

| 時 間 | キャンセル料 |
|-------------------------------|-----------|
| サービス利用の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| サービス利用の前日午後 5 時を過ぎてご連絡いただいた場合 | 利用料の 50% |
| 当日までにご連絡いただけなかった場合 | 利用料の 100% |

※ただし、利用者の状態の急変など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

11 訪問看護の記録

(1) ステーションは、訪問看護の実施ごとに電子カルテで訪問看護記録をつけることとし、これをこの契約の終了後 5 年間保管します。

(2) 利用者は、ステーションの営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第 1 項の訪問看護記録を閲覧できます。

(3) 利用者は、当該利用者に関する第 1 項の訪問看護記録のコピーを求めることができます。

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、事前の打ち合わせにより確認した、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡を致します。

13 秘密保持

- (1) 事業者および事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を厳守します。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議等のために個人情報を使用が必要なときなど一定の条件下で、個人情報を利用できるものとします。
- (3) 実習生と同伴訪問を行う前に、実習生と機密保持と個人情報保護についての誓約書を交わしています。

14 人権擁護・虐待防止

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等の為委員会を設置しています。虐待防止の責任者をステーションの管理者とし、職員に対しての研修を確保し、虐待予防、早期発見に努めます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。警察へ通報する場合があります。
- (2) 当該利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。状況により身体拘束を行う場合は、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

15 業務継続計画

- (1) 感染症や非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、業務継続委員会を設置し、業務継続計画を作成しています。
- (2) 予測される災害に対しては被害を最小限にし、ケアが継続できるよう努めます。他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築します。

16 事故発生時における対応方法

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した時は、主治医、保険者、および家族へ連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

受け付け時間 8:30~17:00

受付窓口 TEL0749-47-3212 FAX 0749-47-3213

面接 (当事業所内相談室)

苦情箱 (当事業所玄関に設置)

17 利用者、家族等から訪問職員に対しての暴言、暴力、不当な要求があった場合、サービスが提供できなくなる場合があります。

18 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当窓口

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 担当 | 熊谷 公恵 | 電話：0749-47-3212 |
|----|-------|-----------------|

(2) 上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

彦根市福祉保健部介護福祉課 TEL 0749-23-9660

愛知郡愛荘町福祉課 TEL 0749-42-7691

多賀町役場福祉保健課 TEL 0749-48-8115

犬上郡甲良町保健福祉課 TEL 0749-38-5151

犬上郡豊郷町医療保険課 TEL 0749-35-8117

滋賀県国民健康保険団体連合会 TEL 077-522-2651

重要事項説明書 別紙1

【介護保険】 訪問看護利用料金表 2024年6月1日現在

1. 看護師による訪問看護サービスを利用する場合

【介護保険からの給付サービスを利用する場合 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合】

| | 介護予防訪問看護 | | | 訪問看護 | | |
|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1割 | 2割 | 3割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分未満 | 316円 | 632円 | 948円 | 327円 | 654円 | 981円 |
| 30分未満 | 470円 | 940円 | 1,410円 | 491円 | 982円 | 1,473円 |
| 31分~60分 | 827円 | 1,654円 | 2,481円 | 858円 | 1,716円 | 2,574円 |
| 61分~90分 | 1,136円 | 2,272円 | 3,408円 | 1,175円 | 2,350円 | 3,525円 |

○早朝 6：00～8：00・夜間 18：00～22：00 の訪問は 25%増しになります。

○深夜帯 22：00～翌 6：00 の訪問は 50%増しになります。

①20 分未満の利用は、週に 1 回以上は 20 分以上の訪問看護を実施している場合に利用できます。

②上記の料金には、交通費も含まれます。

③准看護師が訪問した場合、上記料金の 90%になります。

2. 療法士の訪問を利用する場合

リハビリテーションを希望される場合は、看護師に代わり当事業所のリハビリテーション専門の療法士が訪問させて頂く場合があります。主治医からの実施頻度、時間の指示が必要です。

【介護保険からの給付サービスを利用する場合 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合】

| | 介護予防訪問看護 | | | 訪問看護 | | |
|------|----------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | 1 割 | 2 割 | 3 割 | 1 割 | 2 割 | 3 割 |
| 20 分 | 296 円 | 592 円 | 888 円 | 306 円 | 612 円 | 918 円 |
| 40 分 | 592 円 | 1,184 円 | 1,776 円 | 612 円 | 1,224 円 | 1,836 円 |
| 60 分 | 443 円 | 888 円 | 1332 円 | 827 円 | 1654 円 | 2481 円 |

※療法士の訪問は 1 週間に 120 分までとなります。

3. 加算について

介護保険・介護予防訪問看護とも、同一料金になります。

【 料金表 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合 単位：円】

| サービス内容 | 1 割負担 | 2 割負担 | 3 割負担 | 備 考 |
|----------------|---------|----------|-----------|---|
| 緊急時訪問看護加算 | 600 / 月 | 1200 / 月 | 1800 / 月 | 急に状態が変化した場合等、計画外の訪問が可能です。 * 緊急時の訪問毎に実際の訪問に対し規定の訪問料をいただきます。 |
| 複数名訪問加算 看護師 | | | | |
| 30 分未満 | 265 / 回 | 530 / 回 | 794 / 回 | 看護師一人での訪問が困難もしくは危険を伴う行為がある場合に加算します。 |
| 30 分以上 | 419 / 回 | 838 / 回 | 1,257 / 回 | |

| | | | | |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|---|
| 看護補助者 30分未満 30分以上 | 210/回 331/回 | 419/回 661/回 | 629/回 991/回 | 看護師以外の従事者が同行した場合に加算します。 |
| 長時間訪問看護加算 | 313/回 | 626/回 | 938/回 | 特別管理加算の対象者で、訪問看護を1時間30分以上行った場合に加算します。 |
| 特別管理加算 | 521/月 | 1,042/月 | 1,563/月 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合に加算します。 |
| | 261/月 | 521/月 | 782/月 | 特別な医療機器を装着・使用されている状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合に加算します。 |
| ターミナルケア加算 | 2,605/回 | 5,210/回 | 7,860/回 | 死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の訪問看護を行った場合に加算します。 |
| 退院時共同指導加算 | 626/回 | 1,251/回 | 1,876/回 | 病院や介護老人保健施設の退院または退所にあたり、医師、看護師と連携して在宅生活における指導を行った場合に加算します。 |
| 初回加算 | 365/回 | 730/回 | 1,095/回 | 退院した日に訪問看護が新規で訪問した場合加算します。 |
| | 313/回 | 626/回 | 938/回 | 新規に訪問看護計画書を作成した場合に加算します。 |
| サービス提供体制強化加算 | 3/回 | 7/回 | 10/回 | 訪問看護を行った都度、看護師の訪問は1回毎に、療法士の訪問は20分毎に通常の訪問看護料に加算します。 |
| 処遇改善加算 | 4/回 | 7/回 | 10/回 | 介護職員等の賃金改善や職場環境改善を目的とした制度。1か月あたりの総単位数に定められた加算率1.8%を乗じた単位数が利用料に加算されます。 |

*退院時共同指導加算を算定した場合は、初回加算は算定いたしません。

4. その他

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

【医療保険】 訪問看護 利用料金表 2026年6月現在

1. 医療保険からの給付サービスを利用する場合

| | |
|-------|----------------|
| 基本利用料 | 医療保険法に準じた個人負担額 |
|-------|----------------|

2. 訪問看護基本療養費

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士による訪問看護

| | | | 週3日まで 1日につき | 週4日目以 降 1日につき |
|---|-------|----------------|----------------|---------------------|
| ① | 基本療養費 | 保健師・看護師 | 5,550円 | 6,550円 |
| | (I) | 理学療法士・作業療法士 | 5,550円 | |
| ② | 基本療養費 | 外泊中の訪問看護に対する算定 | 8,500円 | |
| | (III) | ※1 | | |

※1 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

※週に4日目以降の訪問看護が受けられる方は下記の方になります。

①特別指示書による訪問看護

医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、主治医より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別訪問看護指示書」が出た場合、ひと月に1回、指示の日から14日を限度として（但し、気管カニューレを使用している状態・真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで）訪問看護が適用となります。

②厚生労働大臣が定めた疾病の方

③特別管理加算算定の方

3. 訪問看護管理療養費

訪問看護、精神科訪問看護とも共通

| | | | |
|---|-------|-----------|--------|
| ① | 月の初日 | 訪問看護管理療養費 | 7,710円 |
| ② | 2日目以降 | 1日につき | 3,010円 |

4. その他の加算金額

| | サービス内容 | 加算金額 | 備 考 |
|---|---|---|--|
| ① | 24 時間対応体制加算 | 6,520 円／ 月 | 電話等の対応がいつでも可能です。また、急に状態が変化した場合は訪問が可能です。 |
| ② | 難病等複数回訪問加算 1 日に 2 回訪問した場合 1 日に 3 回訪問した場合 | 4,500 円 8,000 円 | 特別指示書の方 特別管理加算の方 疾病条件あり |
| ③ | 乳幼児加算 | 1,400 円/日 | 6 歳未満の方 |
| | | 1,800 円/日 | 厚生労働省の定める状態にある者 |
| ④ | 複数名訪問看護加算 看護師と訪問 看護補助者と訪問 1 日 1 回の場合 1 日 2 回の場合 1 日 3 回以上の場合 | 4,500 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円 | 看護師一人での訪問が困難もしくは危険を伴う行為がある場合に加算します。 ※看護補助者との訪問は疾病条件あり |
| ⑤ | 夜間・早朝訪問看護加算 | 2,100 円 | 夜間：18：00～22：00 早朝： 6：00～ 8：00 |
| ⑥ | 深夜訪問看護加算 | 4,200 円 | 深夜：22：00～翌 6：00 |
| ⑦ | 緊急時訪問看護加算 | 2,650 円 | 利用者または、家族の緊急の求めで主治医の指示のもと緊急訪問看護を行ったときに加算します。日数に応じて金額が変わります。 |
| | | 2,000 円 | |
| ⑧ | 訪問看護医療 DX 情報活用加算 | 50 円 | 電子資格確認により診療情報の取得をした上でケアを提供している場合に加算します。 |
| ⑨ | 訪問看護ベースアップ評価料 | 1830 円 | 看護職員などの医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることが出来るようにするための取組です。 |
| ⑩ | 訪問看護物価対応料 | 月の初日 60 円/日 2 日目以降 20 円/日 | 物価上昇に対応して訪問看護ステーションの経営を支援するため、訪問看護管理療養費や包括型訪問看護療養費に加算されます。 |

5. 病状によって下記の料金が加算されます。

訪問看護、精神科訪問看護とも共通

| | サービス内容 | 加算金額 | 備 考 |
|---|--|------------------|--|
| ① | 長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える場合) | 5,200円 | 特別管理加算・特別指示書の場合1回/週 ※15歳未満の厚生労働大臣が定める状態 3回/週 |
| ② | 退院時共同指導加算 (1回・がん末期等は2回) 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者) | 8,000円 2,000円 | 病院や介護老人保健施設の退院または退所にあたり、医師、看護師と連携して在宅生活における指導を行った場合に加算します。 |
| ③ | 退院支援指導加算 | 6,000円 | 病院から退院する日に看護師が訪問し療養上の指導を行った場合に加算します。 |
| ④ | 在宅患者連携指導加算 (月1回) | 3,000円 | 医療関係職種間の連携による指導を行った場合に加算します。 |
| ⑤ | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで) | 2,000円 | 主治医の求めで利用者宅にてカンファレンスを行った場合に加算します。 |
| ⑥ | 看護・介護職員連携強化加算 | 2,500円/月 | 痰の吸引を介護業務に従事する方が行なう場合、看護師が同行し、その指導にあたる時に加算します。 |
| ⑦ | 特別管理加算 | 5,000/月 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合に加算します。 |
| | | 2,500/月 | 特別な医療機器を装着・使用されている状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合に加算します。 |
| ⑧ | ターミナルケア療養費 1 | 25,000円 | 在宅、又は特別養護老人ホーム等で亡くなられた方(搬送先医療機関で24時間以内の死亡も含む)で、かつ死亡日前14日以内に、2回以上のケアをした場合 |
| | ターミナルケア療養費 2 | 10,000円 | 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方(搬送先医療機関で24時間以内の死亡も含む)で、かつ死亡日前14日以内に、2回以上のケアをした場合 |

6. 訪問看護情報提供療養費

下記の提供先へ訪問看護の状況を示す文書を提供した場合に、月に 1,500 円いただきます。

| サービス内容 | 情報提供先 |
|---------------|---|
| 1 訪問看護情報提供療養費 | 市からの求めに応じての訪問看護の状況を示す文書を添えて 利用者の保健福祉サービスに必要な情報を市へ提供した場合。 |
| 2 訪問看護情報提供療養費 | 入学時、転校時等義務教育諸学校からの求めに応じての訪問看護の情報を学校へ提供した場合。 |
| 3 訪問看護情報提供療養費 | 保険医療機関等に入院・入所にあたり、病院、入所先に送る訪問看護に係る情報を主治医に提供した場合。 |

7. その他の利用料

| | |
|-------|--|
| 交通費 | 1回 200円 |
| 休日利用料 | 1回 1,000円 |
| 長時間加算 | 1時間30分を超える場合は追加料金をいただきます 厚生労働省が定める状態にある方は長時間訪問看護加算を算定いたしますが、その他の方は、別紙2保険診療外のサービス参照してください。 |

※契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

訪問看護 保険外サービス

保険適応外のサービス利用料

| サービスの内容 | 利用料 |
|------------------------------------|----------------|
| 1.長時間の訪問看護サービス 所定の訪問看護の時間を超えた場合 | 日中 10分毎 1,000円 |

| | |
|---|------------|
| 2.死亡時の看護 死亡後のご遺体のお世話 (御身体の清拭、更衣、入っていたチューブの抜去と保護など必要なお世話。エンゼルセットも含みます) | 日中 13,000円 |
|---|------------|

※日中は営業時間内を意味します

※早朝 6時～8時 夜間 18時～22時 の時間帯は25%増しになります。

深夜帯 22時～翌6時 の時間帯は50%増しになります。

※状況によりお受けできない場合がありますのでご了承ください。

※当ステーションと契約をしている介護保険・医療保険利用中、もしくは主治医の指示書期間内の方に限ります。